

心豊かな情報社会をめざして

- 新しい社会の創造を支える情報化 -

1996年7月4日

目 次

- .はじめに
- .「心豊かな情報社会」：我々がめざす情報社会の姿
- .「心豊かな情報社会」をめざして：その課題と解決の方向
- .心豊かな情報社会の構築のために：当面のアクション・プログラム
- .おわりに

はじめに

マルチメディア、インターネットの普及など、情報化が著しく進展している。その傾向は今後さらに加速度を増し、その影響も広い範囲に及んでいくものと予想される。21世紀に向け情報技術がどこまで進歩、普及するかを予測するのは容易ではないが、様々な目標や各種調査による見通しを総合すると、10年後の21世紀初頭には、おおよそ次のような姿を描くことができよう。すなわち、家庭へのパソコン普及率は30～40%に達し、人口の約6割が光ファイバー網でカバーされ、パソコン通信利用者も1千万人を超える。またデジタル衛星放送サービスも普及してくる。デジタル化、双方向性を特徴とするマルチメディア技術は、さらに多様なサービスやソフト、新規ビジネスを生み出し、ネットワークは高速大容量化し、サービス価格も改善され、多様な移動体通信も登場してくる。

そして、我々が注目しなければならないのは、その急速な技術上の進展のみならず、現在の情報化には「マルチメディア化」「ネットワーク化」「パーソナル化」「ボーダレス化」「変化の加速化」といった、これまでの情報化には見られなかった新しい特徴を持つことである。これらが総合された「コミュニケーション革命」ともいえる大きな変化が進行しているのである。その意味で現在の情報化の及ぼす影響は単なる自動化や効率化にとどまらず、政治や国民生活、さらには人々の意識や行動などを含むあらゆる社会システムにまで広がり、大きな社会変革を引き起こす可能性を秘めている。また経済分野においても、新産業の登場や産業間の融合・複合化が産業構造の変化を加速させるとともに、企業の経営戦略や意思決定、組織形態やワークスタイルをも変えていくことが予想される。

一方、経済同友会は今後の日本のあるべき姿として、従来から「個人の多様性を活かす社会」「創造的経営」「活力ある経済」「政策中心の政治」「小さな政府」「公正で透明性の高い行政」「世界への積極的参画」など各分野にわたり多くの提言をしてきた。これに対して、現在進展しつつある情報化は、その新しい特徴と及ぼす影響の広がりゆえに、こうした課題の解決やあるべき姿の実現に大きく寄与することが期待される。

したがって、我々が来るべき情報社会のあり方を考えるに当たっては、従来のように情報化を受け身で捉えるのではなく、我々が意図しめざす社会を創るために情報化をどのように有効に活用するかという、能動的姿勢で取り組むことが最も重要であると考えられる。

本委員会では、以上のような基本的認識に立って、まず2000～2005年の望ましい情報社会の姿を描き、その上で、それを実現するための課題と方策を検討した。

・「心豊かな情報社会」：我々がめざす情報社会の姿

我々は来るべき21世紀の情報社会を「心豊かな情報社会」にしたいと考える。それは、社会に対して大きな、幅広い可能性を持つ情報技術の進展を人間の能力や生活の新たな可能性を最大限に引き出すべく活用し、人間がより人間らしく生き、そして物心両面において真に豊かな社会を実現したいと考えるからである。日本の情報化は欧米に比して立ち遅れが指摘されており、その加速化を図らねばならないことは言うまでもないが、その際には、同時に人間性と技術が調和した「心豊かな情報社会」作りをめざしていくべきである。

1. 高度情報ネットワーク社会の誕生

21世紀初頭の日本は、光ファイバーなどの基幹線を軸とする高度情報ネットワークという新しい支援基盤を持つ社会になる。そして、情報がモノやエネルギーと同等に重要な社会的・経済的資源になる。

インターネットが「コンピュータネットワークのネットワーク」といわれるように、高度情報ネットワーク社会は、これまでのような縦型社会とは異なり、すべてのものが直接繋がれた複層的な3次元のネットワーク社会である。その最大の特徴はオープンであり、誰もが、いつでも、どこからでも自由にあらゆる情報にアクセスし、自ら情報を発信し、ネットワークという舞台で活躍できることである。

2. 高度情報ネットワーク社会の特徴

高度情報ネットワーク社会は、新しい情報化の性格、その影響により社会経済システムのパラダイム転換をもたらし、次のような特徴の強い社会になっていくと考えられる。

“個人”が主役となる

個人と個人が繋がる高度情報ネットワーク社会では誰もが自らの意思に基づき、ネットワークを活用することによって、自由かつ容易に情報を受発信し、のびのびと活動することができる。そこでは個人がその能力を最大限に発揮する機会が増え、かつその成果に対する評価も明確になる。つまり個人が主役となる社会が到来する。

より一層の自己責任が求められる

高度情報ネットワーク社会は、個人を基本単位とする社会である。ネットワークへの参加や活用は、基本的に個人の自主性に委ねられ、反面それに伴うリスクも自己責任に寄らねばならない。また、ネットワークを健全なものとするには、それへの参加者が新しいモラルを持つことが必要となる。

市場原理に基づく競争社会となる

情報の流通量が拡大した社会では、各々の行動主体が多くの情報に基づき自らの行動を選択するようになり、その結果、市場メカニズムがより有効に機能し、より競争的な社会になる。

多様性がさらに広がる

高度情報ネットワーク社会では、時間的・空間的制約がより小さな社会となり、個人にとって機会や活動範囲が拡大し、選択の幅が広がる。また、情報と情報の無限の組み合わせにより人々の発想が無限に広がる可能性があるという意味でも、多様性がさらに広がる。

社会が開かれ、境界が無くなる

ネットワークの上では、年齢、性別、肩書、さらには組織や民族・国家などの属性を越えた自由な繋がりが生まれ、社会は様々な意味で境界の無い、より開かれたものになる。その中で、人々は多様な出会いを持ち、多層な社会の中で幅広く活動するといった「多縁化」が進む。

スピードが増し、ゆとりができる

情報化は、生活、仕事、企業経営、さらには政治・行政などの効率化を促し、スピードが高まる一方、その結果として、ゆとりを創造する。特に経済分野では、「規模の経済」から「スピードの経済」へとその相対的優位性が移り、さらに多様性に即応する「範囲の経済」が優位性を帯びてくる。

フラットな社会へ

ネットワークの上では、個人も組織もその属性や規模の大小などに関わりなく対等な立場で参加することになるため、社会構造はピラミッド型の縦構造よりフラットな方向へ大きく変化する。情報の流れや組織の意思決定も、上下を結ぶ縦方向の流れよりも、横の繋がりを中心とした流れが強くなり、またそれが有効性を増す。

3. 「心豊かな情報社会」の具体的な姿

我々は、以上のような高度情報ネットワーク社会が持つ可能性とそれが促進するであろう社会的特徴を、我々の意思に基づき積極的に活用することによって、21世紀に向けて「心豊かな情報社会」を作りたいと考える。それは、経済同友会がこれまで提言してきた21世紀のあるべき日本の姿を、情報化を梃子に実現しようとするものである。以下、様々な障害が取り除かれ、課題が解決されるならば2000～2005年に実現することができると考えられる「心豊かな情報社会」の姿がどのようなものか、国民生活、企業経営、政治・行政、その他について、具体的に描いてみる。

(1) 国民生活:多様な選択肢のある生活

マルチメディア型パソコンや移動体通信機器が急速に普及し、一人一台の「個電化」が進み、日常生活のツールとして定着する。家庭や社会の情報化の進展は、生活のあらゆる場面において個々人が自らのニーズに応じた多様な選択を行なうことを可能にする。そして時間的、空間的制約を越えた新しいライフスタイルやコミュニケーションが生まれる。一方、供給者側もニーズの多様化に応じて、より豊富な選択肢を提供するようになる。

(多様な消費生活)

オンライン・ショッピング、オンライン・バンキング、電子新聞などの電子出版物など、サービスやモノの供給の多様性が増すとともに、消費の利便性が向上する。消費者は多くの選択肢の中から自らの判断で最適な選択をすることが可能となり、生活の幅が格段に広がる。

(多様で幅広いコミュニケーション)

マルチメディア型パソコンが、電話・FAXと同様に、コミュニケーション・ツールとして広く利用されるようになり、テレビ電話などによる擬似的な対面コミュニケーションも可能となる。

ネットワーク上では、組織の枠や序列を越えた直接的コミュニケーションが可能となり、

人間関係が変わっていく。男女、家族、親子、上司・部下などの関係がより対等で自由な関係となり、属性より個々人の資質がより重視されるようになる。さらにネットワーク上では仮想的なコミュニティも形成され、また従来型コミュニティとの相互補完も進み、多層的なコミュニティ活動が展開されるようになる。

(豊かな余暇)

情報化により業務の効率化、家事の軽減が図られ、その効果として個人の自由時間が創出され、豊かな余暇への関心が高まる。それを支援するサービスも多様に提供されるようになり、マルチメディアを利用したチケット案内・予約、視聴者参加番組やビデオ・オン・デマンド、擬似体験などの各種サービスが豊富に生み出される。また情報機器の活用により生まれた時間が、家庭生活の充実、地域社会への積極的参加などに使われるようになり、人々の価値観や行動様式も変化する。

(家庭重視のワークスタイルと男女共同参画社会)

高度情報ネットワークの定着により、業務内容、家庭事情、住環境などに合わせた勤務が一層容易になり、フレックスタイム & フレックスプレイスなど勤務形態の自由化が進む。これにより家庭重視のワークスタイルが定着するとともに、通勤時間短縮や混雑緩和、自由時間の創出が期待される。また、情報化を活用した家事・介護・育児支援システムなどが整備され、女性の家事労働が軽減され、在宅勤務も可能となることから男女共同参画社会が実現される。

(選択の教育)

教育では、情報の受発信の増加により知的好奇心が育まれる。また遠隔教育などのサービスにより、教育機会の地域格差も是正される。情報機器の活用により、個人の資質やレベルに合わせたマン・ツー・マン教育など、画一教育ではない多様な選択肢のある教育が可能となる。また、高度情報ネットワークの利用により共同学習や仮想体験学習など、教室という制約を越えて、教育は多種多様な場所で実現され、学校・大学・研究機関・地域・家庭がネットワーク化された『合校』になっていく。さらに、講義のデータベース化や研究情報の相互利用が進み、学校・大学・研究機関などはより開放されたものとなり、大学間の枠を越えて好きな講義を自由に履修できるシステムとしての「ネットワーク大学」が実現するなど、誰もが自由に高等教育や生涯教育を受けることができるようになる。

また、知識教育が情報ツールにより効率化され、その結果生まれたゆとりで、情操教育などの人間形成に必要な教育の充実を図ることができる。

『合校』: 経済同友会では「教育は学校だけが担うのではなく、社会全体として担っていくべきある」とす

る考えに基づく教育のコンセプトを『合校』として提唱している。

(安全で安心な生活)

健康や医療の分野では、自宅と病院・診療所・保健所をマルチメディア・パソコンで結び、血圧や心電図などを送ることにより、自宅に居ながらにして健康診断、遠隔医療を受けられるようになる。また、ホーム・セキュリティに関しても、遠隔監視システムなどを通じて外出先からのモニタリングやリモートコントロールが可能となる。その他、災害や事故防止などの面でも幅広い情報ツールの活用が進み、安全で安心な生活に大きく寄与する。

(生き活きとした高齢社会)

21世紀に向けて本格化する高齢化問題や身障者などの社会的弱者への支援も、情報化によって多くの改善が期待される。元気な高齢者は、在宅就業支援システム、文化活動・ボランティア情報など高度情報ネットワークによる各種サービスを活用することにより、年齢による身体的ハンディキャップを克服し、仕事・余暇・社会活動などを通じた生き活きとした生活が可能となり、社会的に生産世代として活躍しうる。また要介護高齢者に対しても、介護ネットワーク、在宅医療・遠隔医療サービス、ホームドクターなど高度情報ネットワークを活用した手厚い支援と合理的な介護システムが可能になる。こうした結果、情報化により高齢化に伴う国民負担の増加を抑制する効果も期待される。

(国民に身近な司法の実現)

個が確立され、自己責任原則が徹底された社会では、個人生活においても司法の役割が増すと考えられるが、情報化は司法を国民に身近なものとするに寄与する。高度情報ネットワークを通じて弁護士会などの法律相談を気軽に利用することもできるようになる。また、軽犯罪などについてはテレビ会議システムを使ったオンライン裁判も一般化し、さらに判例のデータベース化などにより、司法の迅速化かつ利用者の負担軽減が進む。

(2) 企業: 創造的経営

情報化の進展は産業構造の変化を加速するなど、企業に大きなビジネスチャンスをもたらすとともに、企業の経営戦略や組織形態にも変革を迫り、創造的経営が促進される。

(オープン型経営へ)

情報社会における企業経営においては、幅広いネットワークの中からの顧客、市

場、製品などの情報や経営資源の活用が進み、それに伴い取引先、消費者や地域社会との関係など、あらゆる面において企業の内と外との垣根が低くなった「オープン型経営」が促される。

具体的にはEC(CALSやEDIの導入などの電子商取引)の普及により、伝統的系列関係や企業規模の大小を越えた戦略的提携、プロジェクト毎の緩やかな企業間協力関係、ネットワークを介した事業の共同実施など、企業間の水平型の協力関係が国の内外を問わず広がりを見せる。またECの利用は、多品種・変量生産に対応するフレキシブルな製造プロセスを実現し、流通機構の簡素化、コスト低減などの効果を生む。

さらに消費者との関係においても、顧客の獲得による市場拡大を進めるよりも、顧客の保持・深化を狙うリレーションシップ・マーケティングが発展するとともにネットワーク上の電子マーケットを通じた商品・サービスの流通や金融取引の効率化が図られる。またインターネットなどのネットワーク技術により広告媒体が多様化し、時間的・空間的・経済的な制約を越えた広告の利用が広がる。ECの普及やICカードの利用などに伴い、電子マネーも普及し始める可能性がある。

(スリムでフレキシブルな組織へ)

企業の意思決定や組織形態は、情報化の進展により大きく変貌し、よりフラットで、スリム、フレキシブルなものとなる。

企業内では、イントラネットなどの企業内ネットワークが整備され、電子メール、ボイスメール、テレビ会議、電子稟議などを活用し、必要なときに、どこからでも情報発信、収集ができるようになる。その結果、確実かつ透明な情報伝達、意思決定の迅速化が図られる。こうしたネットワークによる横断的情報交流が主流になることに伴い、企業内の組織形態もピラミッド型の縦型・階層型組織から、よりフラットなネットワーク型組織へと変化し、またカンパニー制度や分社化経営も増える。

こうした中では、従業員一人ひとりの業務や責任が明確化されるとともに、管理職に求められる能力も、情報源としての役割が減り、企業全体が目指すビジョンや各人の具体的分担の提示、情報選択能力、組織づくりなど、よりリーダーシップやコーディネーション能力が求められるようになる。

ネットワークの活用により、仕事の進め方や評価基準も変化する。グループウェアを介して離れた場所や複数の人間による共同作業が可能になり、グループ全体の生産性が向上する。また業務内容や責任が明確化することにより、専門性の高さや柔軟な思考が評価されるようになる。さらにインターネットなどの活用により必要な時に必要な人材を募集することが容易になり、人材の採用方法も多様化する。

(3) 経済:活力ある経済

情報化の進展、高度情報ネットワーク社会の到来は、新産業の誕生や既存産業の再編成・高付加価値化をもたらし、産業構造の高度化、活力ある経済の実現への大きな牽引力となる。また、情報産業では企業規模の大小よりも独創性が重要な要素となるなど本来的にベンチャー企業がより優位性を持つことから、情報化の進展は多くのベンチャー企業を輩出する大きなチャンスである。

情報・通信関連産業は、最先端技術の高付加価値製造業とともにリーディング・インダストリーとなり、日本経済を支える裾野の広い基盤産業を形成する。情報社会ではモノに比べ情報の生産・流通量が急激に増加し、情報に関連する研究開発、生産、流通、サービス、販売などの産業活動が極めて活発になる。情報サポート産業、情報コンサルティング産業、コンテンツ産業などの情報通信を利用した新規産業・ビジネスが創出され、新たな雇用機会を創造する。また、世界的な情報ネットワークの拡大により、市場のボーダレス化がさらに進行する。既存の産業分野でも情報化投資を梃子に高度化、効率化を図り、企業のリストラ、リエンジニアリングが促進される。さらに、情報化は産業の融合化・複合化を促進する。特に、金融・小売・流通業などは産業間の垣根が低くなり、通信、ソフト会社、CATVなどの新しいプレイヤーが参入し、競争が促進される。

また、情報社会の経済では、情報流通量が拡大するとともに、情報装備による生産や流通の多様化・弾力化が進むことから、消費者の選択の幅が格段に広がり、市場における主導権は供給者から消費者へとシフトしていく。

(4) 政治：民意を反映した政策中心の政治

情報化の進展により、我々が求める民意を反映した政策中心の政治の実現に大きく近づくと期待される。

国会テレビや国会情報バンクなどにより、本会議や委員会審議がありのままの姿で国民に広く公開され、政策決定過程の透明性が増し、国民の政治に対する関心も高まる。また国会運営も議会内投票の電子化などにより迅速化・効率化が図られる。

個人識別統一コードの導入により選挙や国民投票の電子化も可能となる。投票の電子化は政策に対する有権者の意思の確認を容易にし、直ちに直接民主主義につながるにしても、重要政策については国民投票を実施するなど直接参加型政治が実現する可能性もある。

さらに、日常の政治活動においては、高度情報ネットワークを介した有権者と政治家の双方向の情報交換が一般化し、政治活動に対する国民の監視が高まる。選挙活動もネットワーク上での演説会や公約の掲示などが行なわれるようになり、有権者の選挙への関心や投票率の向上につながる。

(5) 行政：小さな政府と公正・透明な行政

行政の情報化は、行政事務の効率化を促進するとともに、情報公開が進み、電子化やネットワークによる提供などその手段も充実し、国民や企業との関係において、より公正で透明な行政の実現につながる。政府全体を網羅した霞が関WAN(省庁間を結ぶ広域エリア・ネットワーク)の実現や、中央・地方間のネットワーク化により、行政機関内・行政機関相互の情報の交換・共有化が進み、縦割りや重複の弊害が是正され総合的で効率的な行政が行なわれる条件が整う。また、行政事務の効率化により人員削減も可能となり、その分、今後必要とされる行政サービスに関連した部分への人員再配置も可能となる。行政手続きの簡素・迅速化も進む。こうしたことがあいまって、国民負担の軽減、小さな政府の実現につながる。

情報化により、行政サービスの利便性は飛躍的に向上する。例えば、住民票・印鑑証明などを交付する公衆端末(電子キオスク)が設置され、時間や場所の制約なく入手でき、家庭の端末からもアクセスできるようになる。転居に伴う各種手続きもワンストップ・シームレスサービスによって、一つの窓口、もしくは情報端末での手続きが可能となる。また、電子公開、電子取引、電子申告、電子保存などの行政の情報化諸施策は、企業の情報化を促進するとともに、企業の負担軽減につながる。例えば、公共事業の政府調達における建設CALSの導入は、透明で効率的な取引や競争促進につながり、工事費の低減、企業の負担軽減をもたらす。また、技術的なセキュリティ管理の進歩により有価証券報告書のオンライン提出・ファイリングが可能となり、開示情報はオンラインで共有され、投資家は端末から企業情報を容易に検索、閲覧できる。各種統計調査や国勢調査なども高度情報ネットワークの活用により、迅速かつ効率的に実施されるとともに、誰でも自由かつ容易に統計調査結果を利用しうる。

(6) 国家：世界への積極的参画

世界的な高度情報ネットワークがあらゆるレベルで活発に利用され、我が国の国際化がますます加速される。特に、我が国からの情報発信が飛躍的に増加し、世界への積極的参画につながる。サミットをはじめとする国際会議、その他外交も対面に限らずネットワーク上で随時行なわれるようになり、国際的な相互理解が深まるとともに、国際政治・経済の政策調整や意思決定が迅速化される。電子ネットワークによる外交は、国会などの内政事情による会議欠席や会談延期といった状況を解消する。

・「心豊かな情報社会」をめざして：その課題と解決の方向

我々は、21世紀に向けて、以上に述べたような「心豊かな情報社会」を構築したいと考えている。しかし、それは決して現在進みつつある情報化の流れに任せて実現するわけではなく、我々が明確な意思を持って多くの課題を解決して初めて実現することができる。以下、その課題と解決の方向を提示していくことにしたい。

1. 心豊かに生きるための意志と能力

(1) 個人の意識と社会風土の改革

情報社会への移行においての最大の障害は、社会通念や慣習など、人々の意識に潜んでいるといっても過言ではない。すなわち、我が国社会の枠組みやシステムはこれまでの工業社会を前提に形作られ、それが人々の意識や考え方、慣習、行動などに深く染み付いているからである。とりわけ、現在の日本社会では個が確立されておらず、自己責任の欠如から生まれる「もたれあい・甘えの構造」が社会のあらゆる場面において多くの歪みをもたらしている。また、情報社会をより創造的な社会とするためには、多様性を育み、アイデアを生み、開花させる風土を創ることが重要である。したがって、来るべき情報社会を「心豊かな」ものとするためには、人々が積極的に意識を変え、社会の風土を変えていくことが不可欠である。

情報社会は、先にも述べたように、個が確立した個人を主役とする社会であるというところに大きな特徴がある。個が確立するということは、すなわち、自分の生活を自分で生きるという真の自立と、その上に成立つ相互協力、自分の人生を大切にし、エンジョイするという自覚と、その上に成立つ他者の人生の尊重、自分の多様性を開花させ、他者の多様性を認めるという、多様な価値観への寛容さであり、一人ひとりがこれらを実行しうる意志と能力を身につける必要がある。

(2) 次世代の人間形成

学校教育から生涯教育、さらには企業内教育に至るまで、これまでの画一的な教育は工業社会においては有効に機能してきた。これに対して、多様性を特徴とする情報社会では、一人ひとりの個性や資質を豊かに育み、開花させていくことが何より重要であり、学校制度やカリキュラムを含めた教育のあり方をそうした方向に大きく変えていく必要がある。

第一に、知識を習得するための教育は情報機器の活用により合理化・効率化を図り、その分、教育の重点を人間形成の面に移していくことが求められる。

そして、パソコンを中心とした情報機器を学校教育に積極的に導入し、情報社会にお

ける必須の要件である情報機器の操作はもとより、情報活用能力(情報収集、処理、発信など)を高める必要がある。情報化が人間や社会に及ぼす広範かつ深い影響力を考えた場合により重要なことは、情報社会の新たなルールやモラルを身につけることである。学校教育におけるコンピュータの活用については、平成4年度からの新学習指導要領により小・中・高等学校へのパソコン導入が進められ、特に中学校では技術家庭科でパソコン教育が行なわれているが、これを例えば情報リテラシーというべき『情報社会教育』科目として設置し、機器の操作にとどまらず、情報社会の新たなルールやモラルを総合的に学習する内容とすべきである。

加えて、グローバル化を特徴とする情報社会では、インターネットの急速な普及もあり、必然的に国際的コミュニケーションが飛躍的に広がっていくことになる。したがって、国際人としての幅広い視野とともに、外国語、とりわけ国際語としての英語能力を身につけることがますます重要となる。そのためにも学校における実用英語教育を一層充実していくべきである。

一方、人間としてのバランスをとり、直接対話のコミュニケーション、ふれあいなどの重要性を認識するためにも、特に初等中等教育における一層の情操教育が重要となる。芸術、文化に関する教育や自然とのふれあい教育、共同生活体験、スポーツの楽しみなどは、人間を心豊かにするものとして重要である。教師は、情報機器による知識教育の合理化により生じた時間的ゆとりで、人間教育を充実させていくべきである。情報化の中で現代病として進みつつある自閉症、運動不足、協調性の欠如などの傾向についても情操教育の充実による対応が効果を上げるであろう。

企業としては、教育現場での指導に当たる人材の提供を社会への貢献、社員のボランティア活動の一つとして位置づけ、積極的に人材を派遣していくべきである。

2. 企業経営の積極的変革

(1) 企業人の意識改革

情報化により企業の組織形態はよりオープンでフラットなものに変わって行くことは先に述べた通りであるが、それを促進するためには、企業を構成する経営者・管理者・従業員それぞれの意識・役割も変わっていかねばならない。

経営者の役割は、情報収集や企業管理を中心としたものから、経営ビジョンの提示など、経営判断・意思決定におけるリーダーシップの発揮へと、その比重が移らなければならない。とりわけ21世紀の情報社会のあり方を見据えた明確な経営ビジョンを提示すること、氾濫する情報の中から何が重要かを見極め総合的かつ戦略的な決断をすることが重要な役割となる。また、個々人の能力を最大限に発揮しうる組織づくりや、企業内での起業家育成を図ることも、情報化時代における経営者の大きな役割

である。加えて、情報機器そのものが使いやすくなり、意思決定やコミュニケーションの有力なツールとなりつつある中で、経営者も自らこれらを駆使する姿勢が必要になる。

管理者にとって、画一的な人材を対象とする情報伝達者としての役割は小さくなり、多様性の中からいかに最適な選択、組み合わせを実現し、仕事を遂行するかが重要な能力として必要になる。そして同時に、管理者も自らプレイヤーの一人となり、専門性を高めることが要求される。

情報化により従業員の仕事もまた、定型化されたものからより創造的、知的作業が中心となり、その能力が明確に評価されるようになる。したがって、一人ひとりが常に「新しい自分」を作り出すべく個人の能力を高め、自己実現していくことが求められるようになる。

(2) 企業内外のフレキシブルなネットワークの構築

企業内はもとより、企業外とのネットワークの構築が急務である。そして、その際には自由な情報の流通を促す相互接続、情報の共有化などの環境整備を進めることが必要である。

(3) エンドユーザー・コンピューティング(EUC)の普及

日本企業の情報装備はビジネスパソコンの普及率、LAN接続率ともに米国の4分の1程度にとどまっている。ホワイトカラーの生産性向上のため、エンドユーザーコンピューティング(EUC)を普及・促進すべきである。まず、一人一台パソコン体制を整え、電子メールなどによる情報伝達の迅速化やコミュニケーション効率の向上、いわゆるグループウェアによるグループ作業の効率化、意思決定の迅速化などを図ることが必要であり、それによって、個々人の職務や責任が明確となる。さらに、各人が自分たちの必要とする用途に合わせてシステムを活用し、情報を収集、加工、発信を行なうことにより、ホワイトカラーの知的生産性は大きく向上する。

(4) ホワイトカラーの業務、組織形態に対する制度の見直し

ホワイトカラーの生産性向上のためにリストラやネットワーク組織の導入などが行なわれつつあるが同時に採用・評価概念も変える必要がある。これまでは企業は「人」で採用し、「職能」は入社後に習得させ、それにより評価するという方法をとってきた。これが所謂「日本的経営」といわれる終身雇用や年功序列賃金制を生んできた背景でもある。したがって、「人」の側面のみならず、それぞれの個人の持つ能力を「職能」

として人事管理の大きな要素とすべきである。

また、情報化によって必要となる裁量労働制の拡大や在宅勤務などの新しいワークスタイルに対応した管理制度を企業として検討するとともに、政府は労働基準法による規制を時代に合ったものに作り変えるべきである。

3. 体制づくり

(1) 総合的・戦略的情報関連政策体制の強化・確立

情報化は、産業構造の高度化、ベンチャー企業の輩出など、経済活性化の起爆剤となる。また先にも述べたように、現在の情報化は幅広い分野に波及する特徴を持っており、社会システムの変革を促すチャンスでもある。にもかかわらず、現在の我が国の情報化推進政策・体制は、所管省庁毎に縦割りで行なわれており、総合性・戦略性に欠けている。94年8月に総理大臣を長とする『高度情報通信社会推進本部』が設置されたが、これも有効に機能しているとは言い難い。また、地域毎に進められている独自の情報化への取り組みも全体としての整合性を欠くものとなる恐れもある。

情報化を総合的・戦略的に推進するためには、中央行政の縦割りと地域行政の狭隘性を排して、まず何よりも国家として、我が国がめざす情報社会のビジョンとその推進方策を、例えばJII構想(Japan Information Infrastructure: 日本情報基盤構想)として打ち立てることが急務である。この構想においては、全国民がその重要性を理解するような21世紀の情報社会の姿、およびそれへの移行過程を提示し、インフラ整備、地方の情報化とグローバル化の推進、ソフト開発、人材育成、社会環境の整備などが総合的に推進されることが望まれる。

(2) AII構想(Asia-Pacific Information Infrastructure: アジア太平洋情報通信基盤)の推進

国内の情報化推進とともに、世界情報基盤整備であるGII構想(Global Information Infrastructure: 世界情報基盤)への積極的参加、提案が必要である。アジア諸国においても各国さまざまな情報化への取り組みが行なわれているが、我が国としては、各国と協力しながらアジア・太平洋地域全体としてのオープンなネットワークを構築していくべきである。日本は94年8月APT(アジア太平洋電気通信共同体)においてAII構想を提案し、APECにおいても95年5月に電気通信・情報産業大臣会合が開催され、情報アクセスの問題が取り上げられた。日本としてはアジアの情報基盤の整備に積極的に取り組み、APECやAPTなどの活動と連携をとりつつ、その推進役として貢献していくべきである。

(3) 公共投資による情報インフラ整備

21世紀の新しい社会支援基盤である情報インフラを整備していく上で、民間活力を活用していくべきことは言うまでもないが、同時に公共投資が果たすべき役割も大きい。それには、依然として建設などハードに偏した公共投資の考え方を改め、新しい情報インフラ整備のための枠組みを構築し、公共投資の配分を新しい情報社会に相応しく変えていかねばならない。そして、通信基盤や情報機器の整備のみならず、ソフトウェア開発、人材育成、さらには情報社会に相応しい教育環境など、ハード・ソフトのバランスのとれたインフラ整備を図っていく必要がある。

(4) 法律、制度、慣習の規制緩和の推進

情報化のメリットを最大限に活かすには、情報技術の飛躍的向上を踏まえた法律、制度、慣習の規制緩和が急務である。我が国の諸規制は近年の急速な情報化の進展を想定していないことから、新しい社会に十分な対応をするものとはなっていない。このままでは、現行の諸規制が情報化進展の阻害要因になるだけでなく、来るべき情報社会が高コスト社会になる懸念がある。全ての規制は原則自由・必要最低限規制の考え方に立ち、具体的な情報技術の利用に合わせ、また民間活力が最大限に発揮できるよう、早急に見直すべきである。その上で、情報社会に必要とする新しいルールを見出していくことが必要である。

情報通信に関わる規制緩和は、料金・サービスの認可手続きの簡素・迅速化、音声系の専用線と公衆網の接続の段階的な実現、国際VANサービスにおける基本音声サービスの段階的な実現など、一定の前進も見られるが、さらなる規制緩和を行なうことが求められる。また、NTTの地域通信網に依存せざるを得ない新規参入事業者とNTTとの接続協議を容易・迅速にするための環境整備を行なうなど、一層の競争促進のための諸施策が必要である。また、現行法・制度は、行政・医療・教育・企業経営などあらゆる分野において情報通信の利用を想定していないことから、新規ビジネス、サービスを実現できないものが多い(附表参照)。したがって、全ての規制を情報社会への適応という観点から総点検しなければならない。そこで、情報化に関わる諸規制の緩和、撤廃を総合的に進めるため、例えば行政改革委員会の下に、「情報化推進制度検討小委員会(仮称)」を設置することを提案する。

(5) ベンチャーの育成

情報化の推進には、独創的な発想、それを実現する機動性など、ベンチャーの力

が必要であり、翻って情報化が進む過程はベンチャーを育てるチャンスでもある。日本経済の活性化のためにも、こうした機会を積極的に活かすべきであり、情報化推進政策の中にベンチャーへの支援・育成を重要な柱として位置づける必要がある。具体的には、ベンチャーの資金調達環境の整備などとともに、行政情報のマルチメディア化に積極的にベンチャーのソフト開発能力を活用したり、直ちにビジネスになりにくいデータベース構築を補助するなど、よりベンチャーに的を絞った具体的政策を講じることも検討されるべきである。

(6) 開かれた政治と司法への取り組み

情報化が進む中で政治・国会をより開かれたものとする上で、少なくとも「国会テレビ」は早急に実現すべきである。現在でも既に永田町・霞ヶ関の議員会館や各省庁には本会議・委員会の模様が配信されており、国会テレビを実現する基盤はある程度できている。現在、政治改革推進協議会『国会テレビ推進実行委員会』において具体的な取り組みが進められており、この事業を早急に実現させるべきである。

また、昨今、いくつかの政党や若手議員・地方議員によって、電子ネットワークを利用した政治活動への取り組みが始まっている。現在は日常の政治活動での活用にとどまっているが、これを選挙活動にも利用できるような環境整備を進めるべきである。また将来的には電子投票による選挙や国民投票の可能性を展望しつつ、公職選挙法の見直しや無記名投票・本人確認などの問題についても検討していく必要がある。

さらに、立法・行政のみならず、司法もより開かれたものとなり、国民にとって身近な存在となっていかなばならない。裁判については、人権問題に十分配慮しつつ、テレビ中継の可能性も含めてより幅広く公開する方法を検討すべきである。

4. ソフト・インフラの整備

(1) 情報公開の推進

行政の情報公開

行政情報の公開は、行政を公正で透明なものとし、国民の行政運営に対する監視・参加を促進するため、積極的に推進されるべきである。現在、行政改革委員会において情報公開法制定に向けた検討が進められているが、より実効ある情報公開制度の実現が望まれる。

また行政の情報化には、我が国全体の情報化の推進役としての役割も期待される。その意味でも、行政情報の公開に当たっては、その電子化やネットワークでの提供などにより、誰もが、いつでも、どこからでもアクセスできるような環境を整備するなど、

情報社会に相応しいものとしていくべきである。

企業の情報開示

企業も、消費者保護や公正な市場の創造という観点から、単に広報という視点を越えた積極的な情報開示に取り組む必要がある。消費者保護のための製品の「安全性や危険性」に関する情報、株式市場の健全化を促すための財務情報などはもとより、開かれた企業間ネットワークの形成による外部資源の積極的活用、新事業の展開や経営効率の向上のためにも、企業は情報開示を積極的な経営戦略の一つとして位置づけていくべきである。

(2) 知的所有権の保護

情報社会において、さらなる創造性の発揮を促していくためには、開発者の知的所有権が有効に保護されるための制度が整備されなければならない。特にソフトおよびデータベースに関して、制作者の権利および利益の保護とコンテンツの普及や利便性とのバランスのとれた著作権法が必要である。そして、情報化の持つ国際性という特徴を考えれば、多国間で共通のルールが整備されることがとりわけ重要な課題である。我が国は、WIPO(世界知的所有権機構)などにおける検討に本格的かつ積極的に参画していくべきである。

(3) 国際的標準化への積極的参画

ネットワーク利用者の操作性、接続性、互換性の要求を満たし、積極的な情報ツールの利用を促すためには、オープンな利用を可能とするための国際的標準化が進められる必要がある。特に企業の立場からは、データの形式や接続手順などについて、CALSやEDIの国際標準化が早急に進められることが期待される。

国際的標準化のプロセスが基本的にはデファクト・スタンダードによって進んでいくのが現実的な姿であることを考えれば、民間企業としても、ISO(国際標準化機構)、ITU(国際電気通信連合)などの国際機関や各種フォーラムに積極的に参加・提案していくことが必要である。

(4) サービス利用コストの低減

経済活動や国民生活の中で情報化のメリットが幅広く享受されるためにも、如何にコスト(通信コスト、ハードのコスト、ソフト開発コスト、人材育成のコストなど)を低減させるかは重要な問題である。電気通信料金に限らず、ハード・ソフトを含めた広い範囲で競争的環境を整備し、一層のコスト低減を図っていくことが肝要である。今後、企

業はもとより、個人生活においても情報関連費用は増えていくと予想されるが、情報が経済活動や国民生活の基本的なインフラになっていく中で、コスト低減が促進されなければ、情報化を梃子とした経済の活性化や社会改革は不十分なものに終わることになりかねない。情報関連コストの内外価格差の解消を目標として取り組むべきである。

5. 安全・安心への新たな対応

情報化は経済社会に大きなメリットをもたらすが、同時に情報社会に特有な新たな問題も浮かび上がってくる。情報化を促進するために既存の規制や制度を積極的に見直していくとともに、健全な情報社会を構築するための新たなルール作りにも取り組まねばならない。

(1) 個人のプライバシー、個人データの保護

情報化が進むと、個人情報に本人の知らない間に収集・蓄積され、あるいは本人の予想しない目的に利用・悪用されるケースが増えることが予想される。このため、個人のプライバシーや個人データの適切な保護が極めて重要になる。そのための法制度の整備やガイドラインの作成を検討する必要がある。企業も個人情報の管理を徹底するなどにより、高度情報ネットワーク社会における個人情報・データベース活用に対する社会的・心理的障害を取り除くよう努力すべきである。

(2) セキュリティの確保

システムダウン、障害・エラー、情報漏洩、人為的な破壊・改ざん、盗難、ソフトウェア・ウィルスなど、コンピュータが介在する社会混乱・トラブルや犯罪の発生が考えられる。これらは、社会生活機能をストップさせる可能性が大きく、またこうした被害を被るのは対応力のない一般ユーザーになりがちである。

セキュリティに関しては暗号・認証技術の開発など技術的解決は進みつつあるが、より根本的には、我が国は治安の良い国であるという意識から抜けきれず、セキュリティに対する認識が低いという問題がある。企業も個人も自らを守るというセキュリティに対する意識を高めていく必要がある。

同時に、安全対策基準の見直しなどの災害対策の充実や、情報犯罪に対する法・制度の見直し、捜査能力・審判能力の向上、人材の育成、国際的連携の強化など、取り組むべき課題も多い。経済分野においては今後ECが盛んになり、特に金融・証券取引においては健全な取引が行われるようにより一層のセキュリティへの配慮が

不可欠である。また、災害時の影響を最小限に抑えるため、ケーブルの地中化、衛星通信、地上マイクロ波通信、光ファイバー、移動体通信の組合せなどによる強固な情報通信インフラ作りが必要である。

(3) 情報弱者への支援

情報化が進展する中で、情報機器の操作や情報へのアクセスなどの面でハンディキャップを持つ、いわゆる情報弱者が新たに生まれる可能性もある。情報社会では「誰でも、いつでも、どこでも、自由にかつ簡単に使える」ことが重要であるので、情報弱者に対する支援を拡充していくことが必要になる。そのためには低廉で操作が容易な機器の開発や利便性の高い多様なサービスの普及などに努める必要がある。

また、情報弱者対策として、初めて情報機器を扱う人や高齢者・障害者などへの指導や支援を「情報ボランティア」として組織・制度化することを提案する。情報ボランティアとしては企業人、企業退職者などを活用することが有効であり、企業は積極的な人材派遣に努めるべきである。

(4) 人間に与える精神的、身体的影響の科学的解明

現時点では必ずしも科学的因果関係が解明されているわけではないが、情報化の進展に伴い、テクノストレスといった精神的影響、電磁波による身体的影響などが指摘され始めている。これらについては、まずは情報化による人間への精神的、身体的影響についての一層の科学的解明に取り組んでいく必要がある。

・心豊かな情報社会の構築のために：当面のアクション・プログラム

以上で我々が考える情報社会像としての「心豊かな情報社会」の姿とそれを実現するための課題と方策を検討してきた。こうした「心豊かな情報社会」を構築するためには我々の不断の努力と社会全体としての取り組みが不可欠である。そして情報化への対応は早急に着手しなければならないことも多い。本提言が契機となり、多くの場で議論が深められることを期待するとともに、少なくとも当面次のような行動を起こすことが必要であると考え。

1. 政府の役割

(1) 国としての総合的、戦略的な情報化推進のビジョンとそれに基づく体制づくり としてのJII構想の早急な確立と、世界の情報基盤構築のためのGII構想およびAII構想

への主体的参画。

(2) 21世紀の新しい社会支援基盤として、また地方活性化促進のため、情報インフラ構築のための公共投資の重点配分。

(3) オープンかつ自由な情報社会への速やかな移行のための法律、制度、慣習の規制緩和の推進と新たなルールづくり。

既存の制度改革のための「情報化推進制度検討小委員会(仮称)」の設置。

より実効ある情報公開制度の実現と、電子化・ネットワーク化による行政情報の提供。

産・官・学共同によるプライバシー、セキュリティなどに関わる情報社会の新たなルールづくりのための研究、検討の促進。

(4) 規制緩和などによる情報関連コストの内外価格差の是正。

(5) 情報化推進のためのベンチャーの育成。

2. 教育界の役割

(1) 情報社会における教育制度、カリキュラムの見直し。

(2) 情報機器による知識教育の合理化・効率化と情報リテラシーを軸とした総合的情報教育を目的とする『情報社会教育』科目の設置。

(3) 国際語としての実用英語教育の充実。

(4) バランスのある人間形成のための情操教育の重視。

3. 産業界の役割

(1) 時代を先取りした企業経営刷新への積極的取り組み。

(2) 企業情報開示のあり方の検討への着手。

(3) 情報社会における国際的標準化プロセスへの民間ベースでの積極的参画、知的所有権などの国際的ルール確立への貢献。

(4) 企業の社会的貢献として、地域社会、教育現場の情報化推進のための「情報ポ

ランティア」制度への人材提供。

・おわりに

今後とも、情報化は好むと好まざるとにかかわらず、さらに進展していくと予想されるが、我々が描く「心豊かな情報社会」へのパラダイムシフトは自然に任せて実現するわけではなく、政治も行政も、また個人も企業も、各々が積極的に意識を変え、変革に挑戦して初めて実現することができるのである。これまでの日本経済社会を支えてきた成長至上主義や政府主導型の経済社会の運営や集団主義・共同体意識など、キャッチアップの過程や工業社会において有効に機能してきたものが、これからの情報社会への移行の阻害要因になりかねない。真の豊かさを実現するためには、これまでの既成概念や既得権益に固執することなく、さらに変化を恐れず新しい社会の構築に果敢に取り組まねばならないことを改めて強調したい。

その場合、情報化は、個の確立、自己責任原則、市場原理、競争社会といった意味で、基本的には米国型社会の流れを追うものであるが、同時に我々にとって重要なことは、情報化を日本の歴史や風土とどのように調和させていくかを模索し続けていくことである。それが我が国の情報社会をより「心豊かな」ものにしていくとともに、国際社会に対しては、新たなモデルの提示による世界への貢献にもなりうると考える。

以 上